

## 行 動 計 画 (第 3 回)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の両方を充実させる雇用環境を整備する為、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成28年2月1日～平成33年1月31日(5年間)

2. 内容

目標1：年次有給休暇取得促進のための措置を実施します。

### 【対策】

- 平成28年2月～  
年次有給休暇取得に関する従業員の意識調査を実施。
- 平成28年8月～  
社内会議の場で、年次有給休暇取得促進のための意識を醸成する。
- 平成29年2月～  
年次有給休暇取得状況を社内委員間で共有し、取得困難者について改善策を検討
- 平成29年8月～  
年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。  
(4半期間を目安に年次有給休暇未取得社員を抽出し、有給休暇の取得を促す。)
- 平成30年9月～  
1年間の有給休暇取得状況を把握し、社内掲示にて、改めて周知・啓発を行う。

目標2：計画期間内に、地域調整手当を新設します。

### 【対策】

- ワークライフバランスを考慮し、できるだけ会社から近距離に居住してもらうことで、通勤にかかる社員の負担を軽減する為、東京23区(一部の区を除く)に居住する社員または、転居してくる社員に対し、地域調整手当を支給する。